

## 学校別仕様書

### (播磨小学校及び播磨中学校)

1 件名

播磨町学校給食調理配送等業務（播磨小学校及び播磨中学校）（以下「本業務」という。）

2 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所（作業場所）

本業務を履行する場所は、次に掲げる場所とする。

調理校：播磨町立播磨小学校（兵庫県加古郡播磨町宮北1丁目3番10号）

受配校：播磨町立播磨中学校（兵庫県加古郡播磨町南大中1丁目6番50号）

4 給食提供の対象者

- (1) 調理校の児童及び教職員等
- (2) 受配校の生徒及び教職員等
- (3) 調理校又は受配校の校長が必要と認めた者

5 給食実施予定日数

年度ごとに実施予定日数の増減はあり得るが、各年度の実施予定日数の目安は、各年度小学校給食180日～200日、中学校給食160日～180日とする。なお、各年度の実施予定日数は年度当初に播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から書面により通知する。

6 給食予定食数

年度ごとに給食予定食数の増減はあり得るが、各年度の給食予定食数は、給食実施日1日あたり1,100食とし、100食未満の増減はこの範囲に含むものとする。なお、実際の食数は、共通仕様書（別紙1）「5 献立の内容、給食実施予定日及び給食予定食数」に定めるところにより指示する。

【従事者の算出に当たっては、次を参考にすること。】

ア 給食の提供方法 全員喫食方式での学校給食※別途、食物アレルギーへの個別対応あり。

イ 給食の実施方式 播磨町立播磨町共同調理場及び教育委員会が貸与する配送車両（以下「配送車両」という。）活用による親子調理方式

ウ 学校給食の種類 完全給食

エ 給食提供予定数 1,100食/日※100食未満の増減はこの範囲に含む。

(内訳) 調理校：播磨小学校（兵庫県加古郡播磨町宮北1丁目3番10号）500食/日

受配校：播磨中学校（兵庫県加古郡播磨町南大中1丁目6番50号） 600食／日  
オ 給食提供対象者（参考）

（参考） 令和5年度給食基本人員（令和5年5月1日現在）

学校名	学級数【組】※1	生徒数【人】※1	教職員数【人】
播磨小学校	15（4）	442（26）	40
播磨中学校	15（2）	555（9）	44
合計	30（6）	997（35）	84

※1 学級数欄・生徒数欄の（ ）内は特別支援学級で外数である。

#### 7 食材料の保管

食材料は、原則として調理校に保管するものとする。なお、賞味期限等と給食実施予定日を鑑み、保管方法に問題がないと認められる場合においては、受配校の設備である保冷库・冷蔵庫に保管しても良いものとする。ただし、在庫管理は適切に行わなければならない。

#### 8 献立

共通仕様書（別紙1）に定めるところにより指示する。

#### 9 履行日

教育委員会が指定する日とする。

#### 10 施設使用時間帯

教育委員会が指示した時間帯とする。

ただし、学校行事等で時間を変更する場合は、事前に提示する。

#### 11 調理作業場所

調理作業については、播磨町立播磨小学校共同調理場において作業すること。

配送（運搬）作業については、別記1「施設の配置図」を参考に教育委員会が指示した場所において作業すること。

#### 12 調理等の業務内容

共通仕様書（別紙1）及び本書に定めるところにより実施すること。

#### 13 給食時間

別途、学校時程表により指定する。ただし、学校行事等の影響により時間を変更することがあり得る。なお、時間を変更する場合においては、事前に提示する。

#### 14 配缶・配送（運搬）・配食（配膳）

##### （1）配缶

配缶及び受配校分の給食用コンテナへの食缶等の格納については、教育委員会の指示に従

うこと。

(2) 配送（運搬）・配食（配膳）

ア 受配校分について、配送車両へ給食用コンテナを積み込み、配送（運搬）する。

イ 受配校について、配膳室内に給食用コンテナを積み下ろす。

ウ 検食を1食分セットし学校指定者（学校長等）に渡す。

エ 食缶等をクラス別の配膳用カートへ積み替え、小荷物昇降機により各教室前へ配送（運搬）するものとし、調理校については、小荷物昇降機によりクラス別の配膳用カートを各教室前へ配送（運搬）する。

オ 異物混入等が生じないよう細心の注意を払うこと。特にアレルギー対応を要する児童及び生徒の給食については、指示書に従い間違いがないよう確実に対応すること。

カ 受配校配膳員は各教室前に配置された給食を喫食まで監視する。

キ 配食（配膳）の補助及び片付けの補助等を行う。

(3) 回収

ア 給食終了後、配膳用カートを回収し、周りの清掃を行う。

イ 回収時、食器具等の確認をする。

ウ 受配校分については、配送車両にて調理校へ食器具等を返送する。

15 貸与物品等

本業務を履行するに当たり、配送車両、調理用厨房設備、調理用器具及び休憩室物品（以下「物品等」という。）を受注者に貸与するものとする。ただし、調理用器具を含む本業務履行期間開始時に必要な物品は受注者が購入するものとし、開始以後必要となる物品の購入に係る経費については、別に定める経費負担区分に従い、本業務の委託料の中から受注者が負担するものとする。

(1) 受注者は、貸与を受けたときは、物品等の種別（管理権限）に応じて学校長又は教育委員会に物品等引受書（任意様式）を提出し、物品等管理簿（任意様式）により管理すること。

(2) 物品等の貸与期間は、契約の開始から終了までの期間とする。ただし、物品等の種別によっては、各年度の末日までを期限とする。

(3) 物品等に変更がある場合、物品等の種別に応じて学校長又は教育委員会と協議すること。

(4) 物品等の引渡しは、契約日以後、学校長、教育委員会及び受注者の立会いの下で行う。

(5) 物品等の貸与に係る費用は、原則として無償とする。

(6) 物品等は、学校給食調理配送等業務に関する用途以外の目的に使用してはならない。

(7) 受注者は、物品等の維持管理に当たって、常に善良な管理者の注意を持って行わなければならない。

(8) 受注者は、物品等について故意又は自己の責により損害を与えた場合は、その賠償の義務を負う。

(9) 受注者は、物品等について事故が発生した場合は、速やかに学校長及び教育委員会に報告し、その指示を受けるものとする。

(10) 学校長及び教育委員会は、物品等の種別に応じて、貸与した物品等について、必要の都度管理状況を調査することができる。

(11) 物品等の返還は、学校長、教育委員会及び受注者の立会いの下で行うこととし、返還の時

期は、本業務の履行を妨げない時期であって、教育委員会が指定する時期とする。

- (12) 物品等の貸与について、疑義を生じた場合又は定めのない事項については、学校長、教育委員会及び受注者で協議の上、定めるものとする。
- (13) 配送車両は、臨機の措置その他公務のため必要が生じた場合において、教育委員会が返還を求めたときは、町に返還しなければならない。
- (14) 受注者は、配送車両を使用するに当たり、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定に基づく安全運転管理者に準じる者（以下「安全運転管理責任者」という。）及び同法の規定に基づく副安全運転管理者に準じる者を選任しなければならない。
- (15) 受注者の管理下において配送車両を運転する者は、前号の規定により選任された安全運転管理責任者のもと、道路交通法その他の法令に基づき、安全運転に努めなければならない。
- (16) 第 13 号から前号までの規定に係る事項その他必要な事項については、教育委員会と受注者で協議の上、別途覚書を締結するものとする。

## 16 施設の管理

- (1) 検収室、前室・準備室、下処理室、調理室、洗浄室、食品庫、保冷庫・冷蔵庫、休憩室、小荷物昇降機、ごみ置き場、配膳室、排水溝のゴミ受けかご等は給食実施日においては毎日清掃し、常に整理整頓を行い清潔な状態を保つこと。
- (2) 腰壁、扉、床、網戸等は常に清潔に保つように清掃すること。
- (3) 排水溝は、厨芥、残菜等は取り除き清潔に清掃すること。
- (4) 調理室に関係者以外の者を立ち入らせないこと。また、動物などを入れないこと。
- (5) 手洗い施設は清潔に保ち、石けん・爪ブラシ・消毒液等を常備すること。
- (6) 出入り口を開放したまま調理業務を行わないこと。
- (7) 鼠族・虫の浸入、発生の防止に努めること。
- (8) 学校の長期休業（夏・冬・春）に伴い給食を長期間実施しない場合は、学期の終了後・開始前の数日及び学校長の指定する日に、清掃・消毒・点検・整理等を行い、休業後の業務の履行に支障がないようにすること。
- (9) 給食施設・設備に係わる保守点検日・清掃日等には、必ず立ち会うこと。

## 17 残菜、厨芥等の処理

残菜、厨芥等の収集日、収集時間、処理等については、教育委員会が指定したとおり実施すること。

## 18 経費負担区分

経費負担区分は、別記 2 「経費負担区分（播磨小学校及び播磨中学校）」のとおりとする。



令和4年度

縮尺

(B4)

学校名

播磨小学校

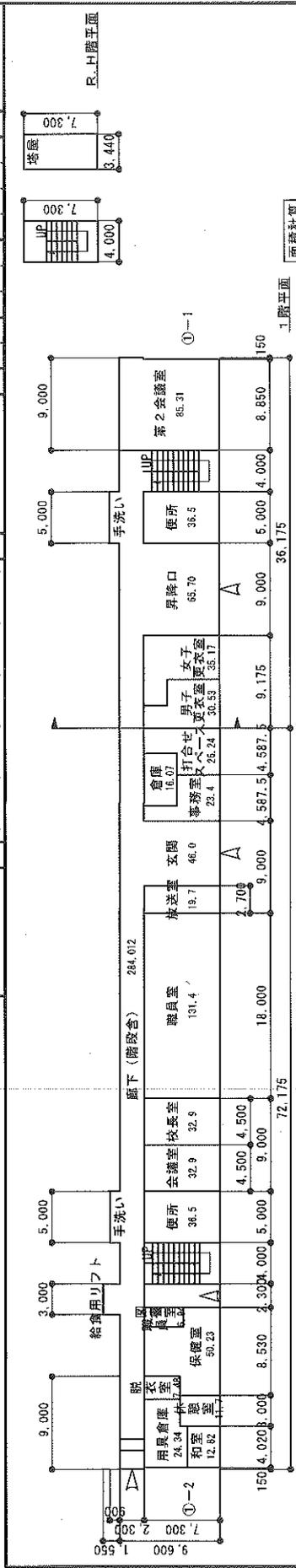
階層番号

(延床面積)

(市町村)

(学校)

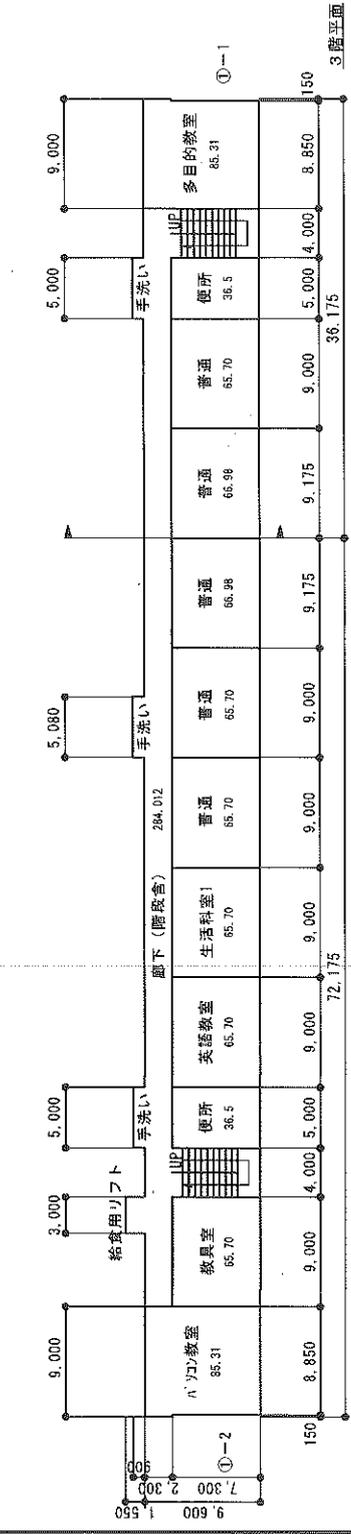
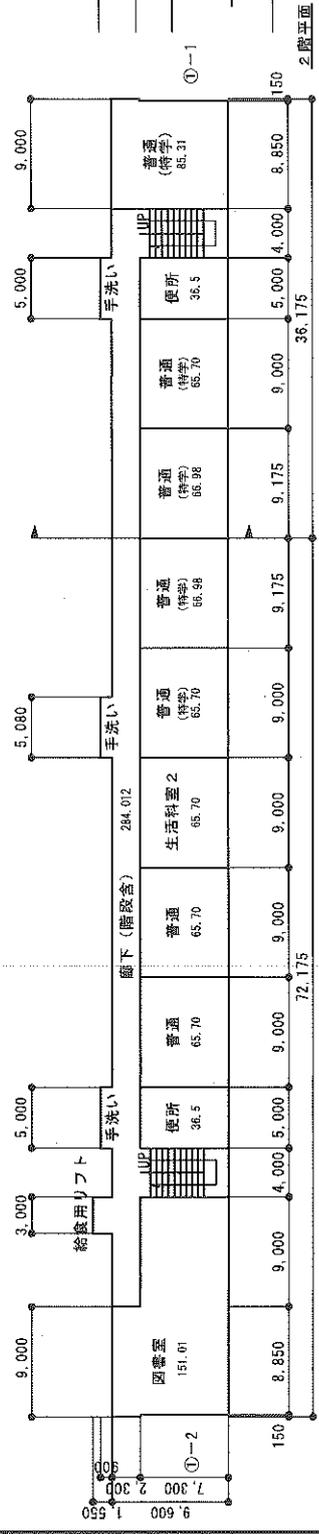
延床面積



面積計算

①-1

36.175 × 9.90 =	347.28
5.00 × 0.90 =	4.50
-0.15 × 7.30 =	-1.095
1階	350.685 m <sup>2</sup>
2階	350.685 m <sup>2</sup>
3階	350.685 m <sup>2</sup>
R.H階平面	
7.30 × (4.00 + 3.44) =	54.31 m <sup>2</sup>
小計	1,066.365 m <sup>2</sup>



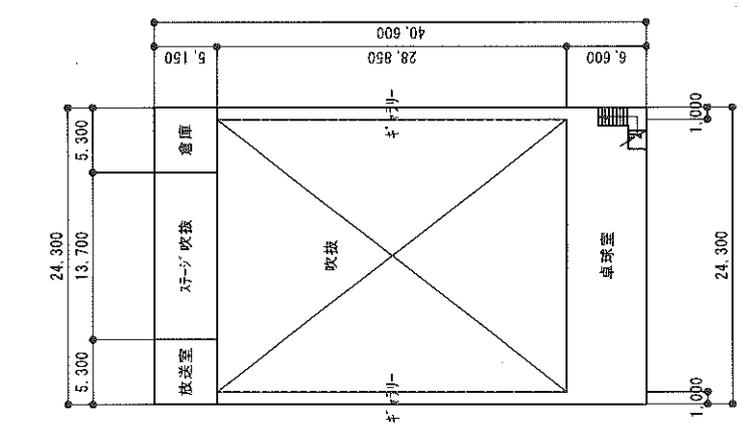
①-2

72.175 × 9.90 =	714.938
3.00 × 1.55 =	4.65
5.00 × 0.90 =	4.50
-0.15 × 7.30 =	-1.095
1階	706.935 m <sup>2</sup>
2階	706.935 m <sup>2</sup>
3階	706.935 m <sup>2</sup>
小計	2,111.945 m <sup>2</sup>

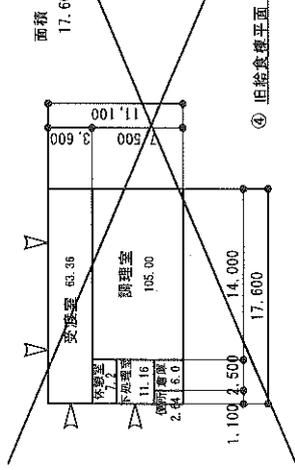
R.C.3.F 各階平面 延床面積 3,218.314 m<sup>2</sup>

令和4年度

箱	平面図	尺	学校名	楯橋小学校	児童番号	283821051	(町町村)	(学校)	郵便番号	1276
---	-----	---	-----	-------	------	-----------	-------	------	------	------

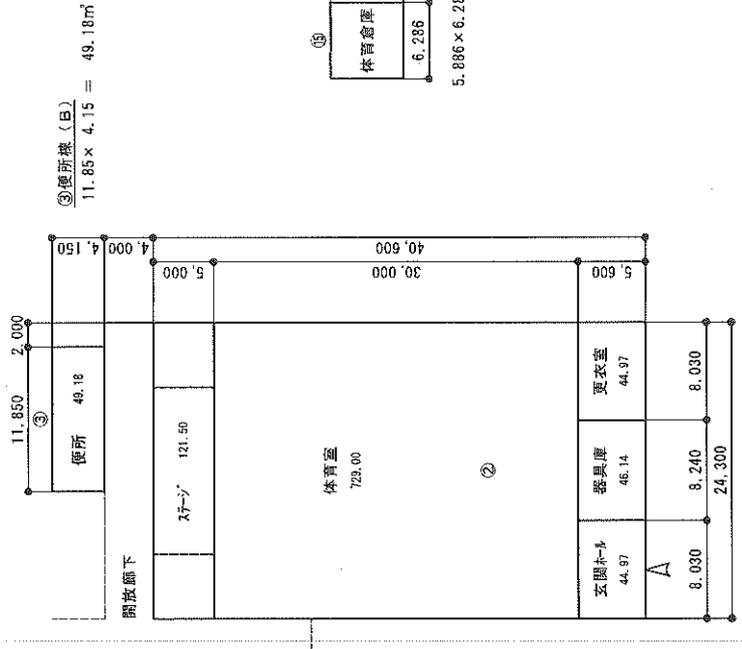


②屋内運動場 2階 (R)  
面積  
5.15 × 5.30 = 27.30  
5.15 × 5.30 = 27.30  
24.30 × 6.60 = 160.38  
214.98 m<sup>2</sup>

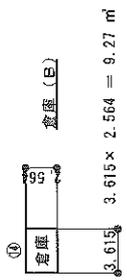
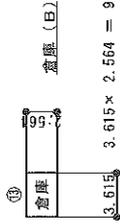
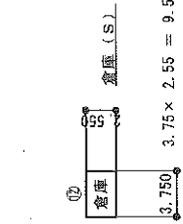
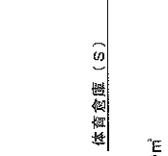
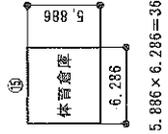


②屋内運動場 1階 (R)  
面積  
40.60 × 24.30 = 986.58

②棟 計 1201.56 m<sup>2</sup>



③便所棟 (B)  
11.85 × 4.15 = 49.18 m<sup>2</sup>



④プール管理棟 (B)  
19.66 × 2.95 = 58.00 m<sup>2</sup>

保有控除：給食室 (195m<sup>2</sup>)、プール管理棟 (58m<sup>2</sup>)

令和4年度

縮尺

(B4)

学校名

播磨小学校

図番

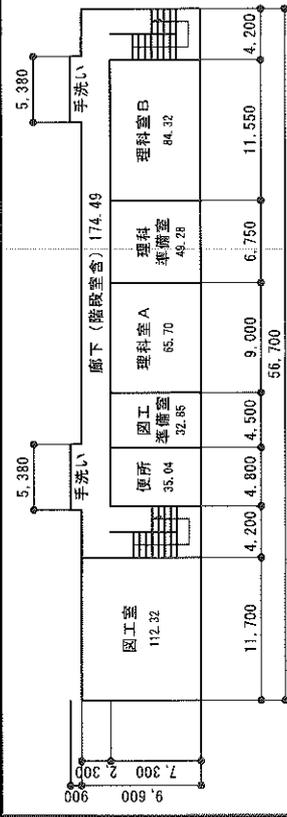
283821051

(市町村)

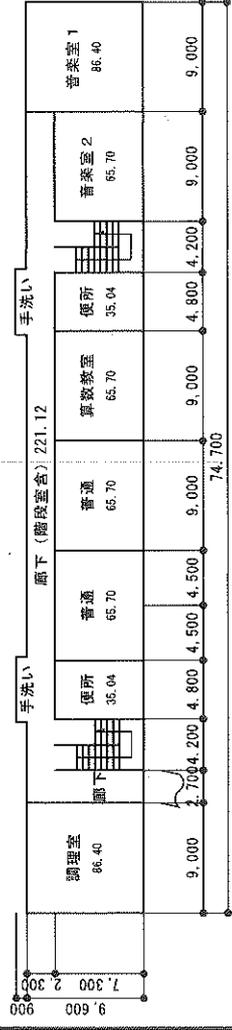
(学校)

図面番号

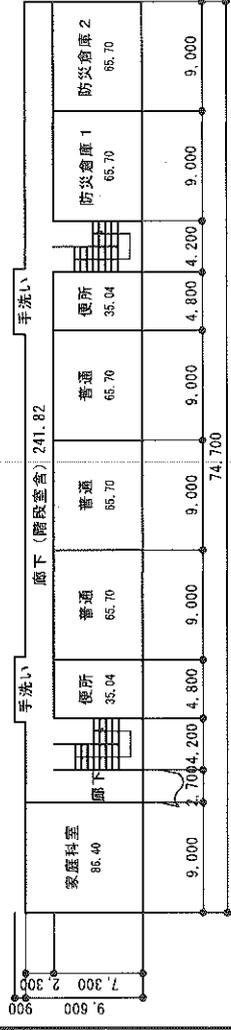
1276



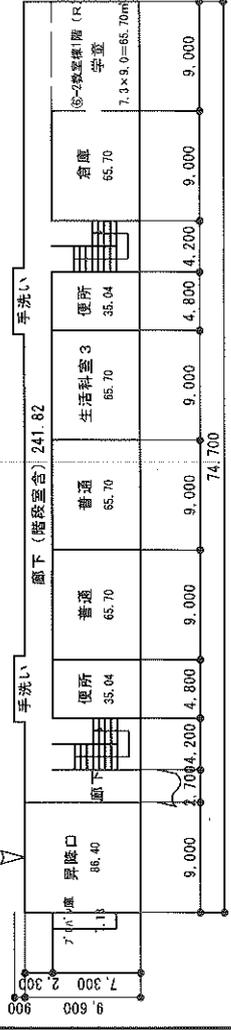
⑤-1 教室棟4階 (R)  
9.60×56.7+5.38×0.9×2  
= 554.00 m<sup>2</sup>



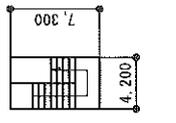
⑥-1 教室棟3階 (R)  
9.60×74.70+5.38×0.9×2  
= 726.80 m<sup>2</sup>



⑥-1 教室棟2階 (R)  
9.60×74.70+5.38×0.9×2  
= 726.80 m<sup>2</sup>



⑥-1, -2 教室棟1階 (R)  
9.60×74.7+5.38×0.9×2+1.38×5.20  
= 733.98 m<sup>2</sup>



⑤-1 R1階  
7.30×4.20  
= 30.66 m<sup>2</sup>

⑤ 理 計 2,772.24 m<sup>2</sup>  
⑥ 理 計 2,766.54 m<sup>2</sup>

令和4年度

施設の配置図

縮尺

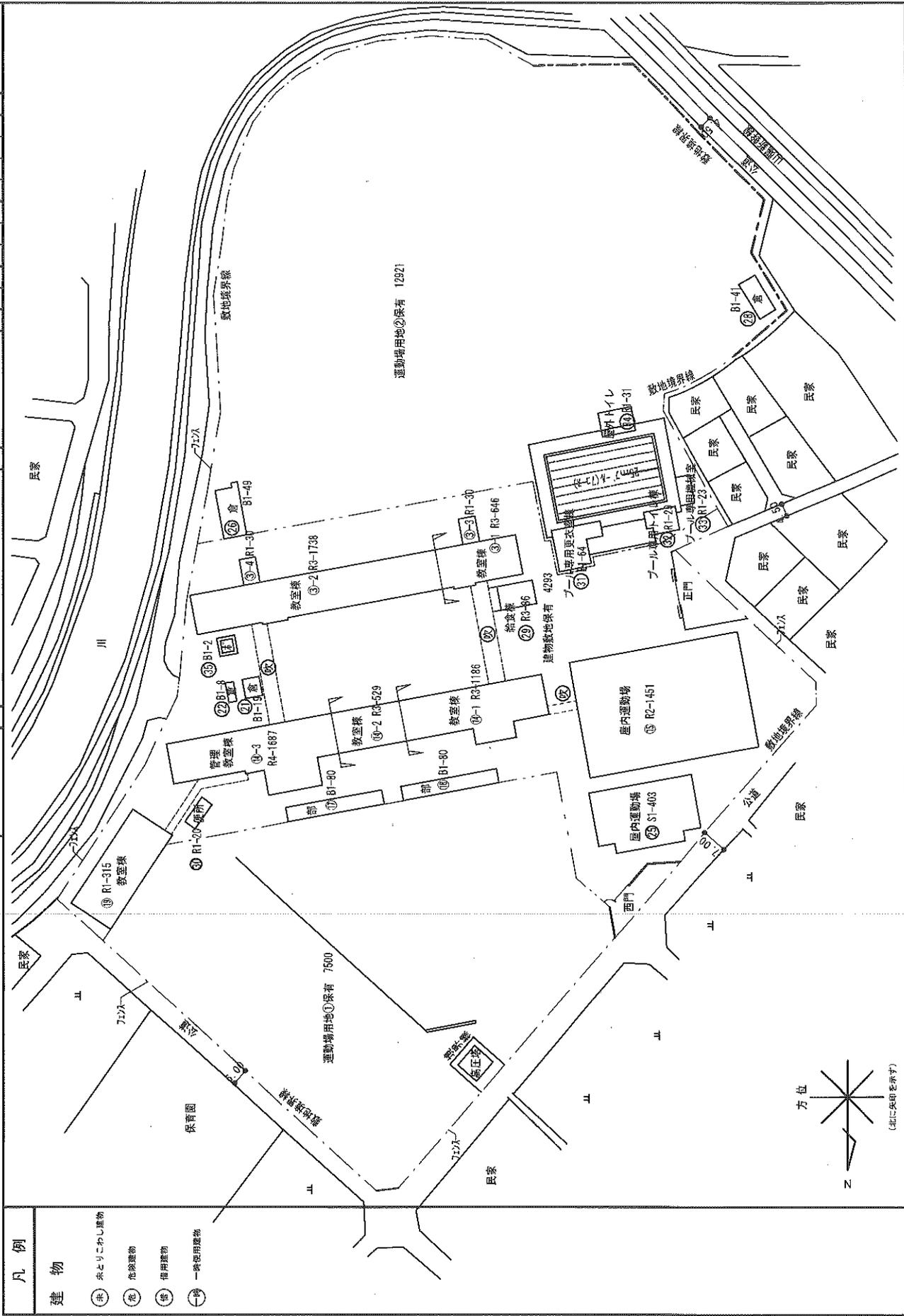
1/1,500 (B4)

学校名  
播磨中学校

西暦  
283824471

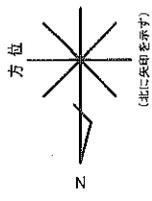
(学区)  
283824471

1281



凡例

- 建物
- 共同利用建物
- 危険建物
- 借用建物
- 一時使用建物



令和4年度

平面図

(B4)

学校名

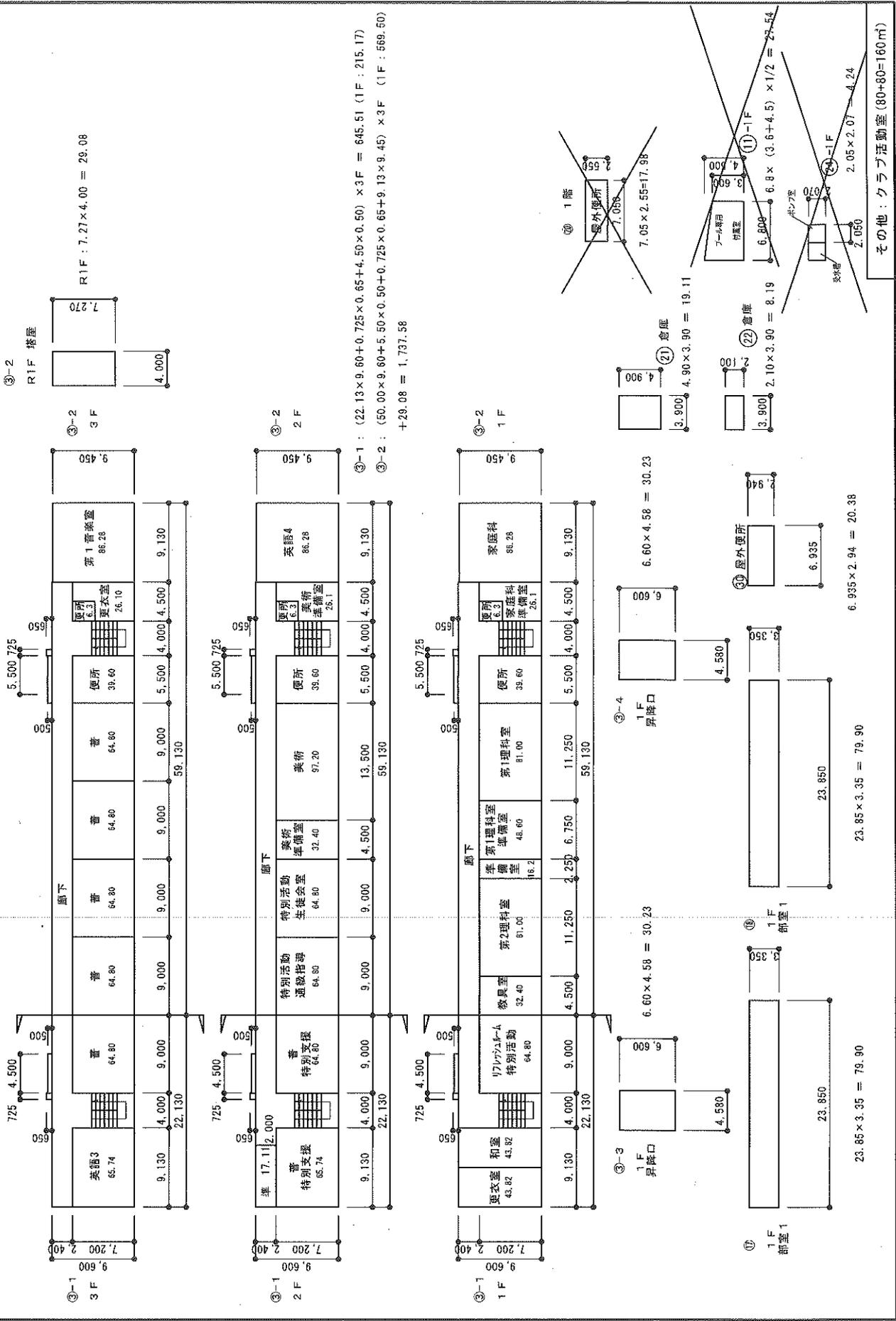
播磨中学校

(普通科)

(学校)

図面番号

1281





令和4年度

平面図

(B4)

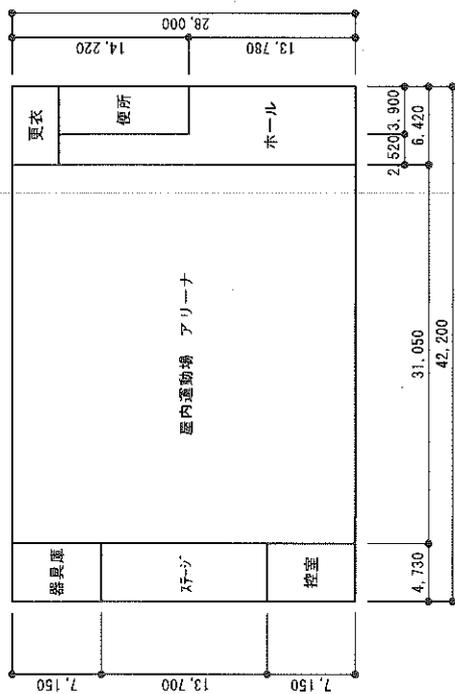
播磨中学校

校番号

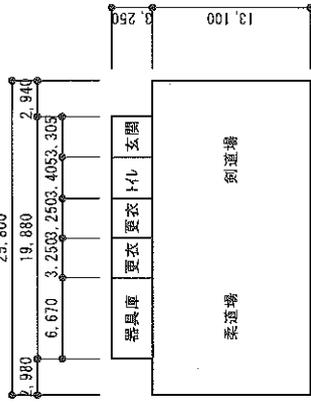
(学区)

1281

⑩ 1F

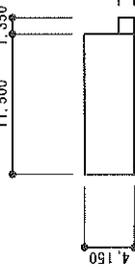


⑫ 屋内運動場



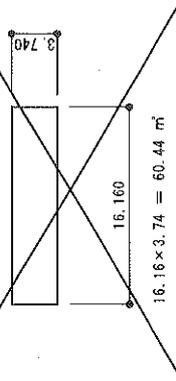
$13.10 \times 25.80 = 337.98$   
 $3.25 \times 19.88 = 64.61$   
 402.59

⑬ 倉庫

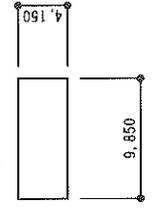


$4.150 \times 11.500 = 47.725$   
 $1.350 \times 1.275 = 1.721$   
 計 49.45

⑭ プール付図様



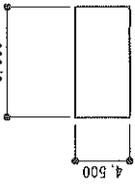
⑮ 倉庫



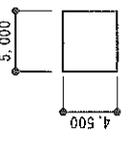
1F  $42.20 \times 28.00 = 1,181.60$   
 2F  $4.73 \times 7.15 \times 2 + 7.20 \times 28.00 = 269.24$   
 1,450.84

給食棟

⑯ 1F

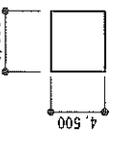


⑰ 2F



1F  $4.500 \times 9.000 = 40.50$   
 2F  $4.500 \times 5.000 = 22.50$   
 3F  $4.500 \times 5.000 = 22.50$   
 計 85.50 m<sup>2</sup>

⑱ 3F



保有控除：武道場 (403 m<sup>2</sup>)

令和4年度

縮尺

(B4)

学校名

播磨中学校

児童番号

(経理課)

(市町村)

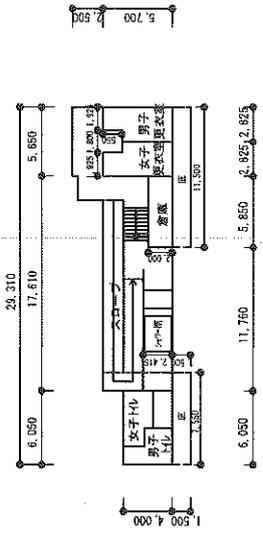
(学校)

期別番号

1281

㉑ R-1 プール専用更衣棟

5.85 × 8.20 = 48.33  
 2.00 × 5.85 = 11.70  
 11.50 × (1.50 - 1.00) = 5.75  
 計 63.78

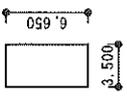


㉒ R-1 プール専用トイレ棟

6.05 × 4.00 = 24.20  
 6.05 × (1.50 - 1.00) = 3.275  
 2.415 × (1.50 - 1.00) = 1.2075  
 計 28.68

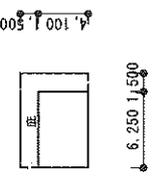
㉓ R-1 プール専用機械室

3.50 × 6.65 = 23.28  
 計 23.28



㉔ R-1 屋外トイレ

6.25 × 4.10 = 25.625  
 6.75 × (1.50 - 1.00) = 3.375  
 4.10 × (1.50 - 1.00) = 2.05  
 計 31.05



㉕ B-1 ポンプ室

1.57 × 1.57 = 2.46  
 計 2.46



その他：井戸水くみ上げ用機械室 (2㎡)  
 保有控除：プール棟 (64+29+23=116㎡)

## 経費負担区分（播磨小学校及び播磨中学校）

### 1 経費負担の基本的考え方

本業務は、町が貸与・提供する施設・設備等と食材を使用し、別に指示された献立等に従い、光熱水費の公費負担のもとで、給食調理業務を実施することが基本である。

### 2 経費負担区分について

町と受注者の経費負担区分については、次のとおりとする。なお、町の負担については、食数等の基準に基づき直営校と同程度とし、不足が生じた場合は受注者の負担とする。

#### (1) 町の負担する経費

- ア 播磨町立播磨小学校共同調理場における光熱水費（電気料、ガス、町が設置した固定電話に係る使用料金、水道料及び下水道使用料）
- イ 受配校配膳室における光熱水費（電気量、水道料及び下水道使用料）
- ウ 施設、設備及び備品の維持管理に係る経費（日常点検及び日常清掃等に係る経費を除く。）
- エ 食器具の修繕及び補充に係る経費
- オ 配送車両に係る自動車重量税、自賠責保険料及び法定点検・車検料
- カ 配送車両の経年劣化に伴う修理等（オイル交換を含む。）
- キ 給食提供の対象者個人に供するアルミカップ等の消耗品
- ク 保存食及び保存用食材料
- ケ 鼠族昆虫の防除（日常的な点検等に係る費用を除く。）
- コ グリストラップ清掃（年3回長期休業期間ごとに実施する汚泥処理をいい、日常的な清掃等に係る費用を除く。）

#### (2) 受注者の負担する経費

- ア 業務上、従事者に必要な被服、手袋等
- イ 洗浄、消毒及び日常点検に必要な洗剤、薬品並びに手指消毒用の石鹸等
- ウ 日常清掃及び特別清掃業務等に係る経費（清掃用具等の消耗品等を含む。）
- エ 従事者の使用する雑貨、文具、救急薬品等
- オ 業務従事者の健康管理に要する経費（必要な各種検査に係る経費を含む。）
- カ 調理作業に必要な各種消耗品（包丁、スパテラ、ざる等の調理器具等を含む。）
- キ 運搬に必要な燃料代等（尿素水の補充を含む。）
- ク 配送車両に係る任意保険料（車両自損対応でかつ対人・対物無制限のもの。）
- ケ 上記（1）以外のもの

### 3 物品の分類等について

具体的な品目等における物品の分類は、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号）別表第6（第133条関係）物品分類表の規定により行うものとし、これによりがたい場合は、別途協議の上決定し、経費負担区分整理表（任意様式）により双方1部控えるものとする。